

## 社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会 役員等の報酬に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会（以下「当法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

但し、常勤職員として給与を受ける者は除くものとする。

### (報 酬)

第2条 理事長に対し、報酬として月額60,000円を支給する。

その他の理事、監事及び評議員は無報酬とする。

### (支給方法)

第3条 第2条については、毎月下旬に支給する。

### (改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

### 付 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。